

訴訟事件の判決について

1 事件名

- (1) 貸金請求事件（武蔵野簡易裁判所 平成29年（ハ）第723号）
- (2) 貸金請求事件（武蔵野簡易裁判所 平成29年（ハ）第725号）

2 当事者

- (1) 原告 中野区
- (2) 被告

ア 1の(1)の事件 小金井市民
イ 1の(2)の事件 小金井市民

3 訴訟等の経過

平成11年(1999年) 8月11日 被告らに対し貸付けの決定
平成29年(2017年) 7月19日 支払督促の申立て
9月 1日 督促異議の申立て
平成30年(2018年) 2月28日 武蔵野簡易裁判所で請求認容判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、女性福祉資金（修学資金）128万円の借受人（1の(1)の事件の被告）及びその連帯借受人（1の(2)の事件の被告）（以下「被告ら」という。）に係る償還金未納額67万4667円について、区が平成29年7月19日付けで武蔵野簡易裁判所書記官に対し支払督促の申立てをし、同書記官が支払督促を発したところ、被告らから同年9月1日付けで同裁判所に対し督促異議の申立てがされたことに伴い通常訴訟に移行することとなったものである。

5 請求の内容

女性福祉資金の償還金未納額の合計67万4667円の支払

6 判決

(1) 主文

- ア 被告らは、原告に対し、連帯して、67万4667円を支払え。
- イ 訴訟費用は被告らの負担とする。
- ウ この判決は、仮に執行することができる。

(2) 判決理由の要旨

- ア 1の(1)の事件の被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、同被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。
- イ 請求原因事実、原告と1の(2)の事件の被告間に争いがない。